

【リフィル処方箋について国家試験予想問題を作ってみた】

こんにちは。

PharmAssist Lab の黒木です。

なんとかチューブの動画のようなタイトルですね。今回は 2022 年 4 月に導入され 1 年以上たちますが、まだ国試には出ていない**リフィル処方箋**について取り上げたいと思います。リフィル処方箋とは、一つの**処方箋を繰り返し使用**することができる仕組みとなった処方箋です。これが活用されると、患者は医師の診察を受けずにいつもの薬を薬局で受け取ることができます。現状、どこまで活用されるのか未知数ではありますが、導入されたからには国は積極的に活用されるように方策を打ち出すと思われるので、いずれ一定数のリフィル処方箋が発行されるようになるでしょう。それはもう少し先のお話になりますが、近年の国家試験は時事的な内容も出題されることも少なくないので、ポイントをおさえておきましょう。こういうのは、堅苦しい文章になりがちなので、国試問題形式にしてみました。

リフィル処方箋に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 リフィル処方箋の総使用回数の上限は 3 回である。
- 2 投薬量に限度が定められてない医薬品及び湿布薬は、リフィル処方箋による投薬を行うことができる。
- 3 2 回目以降の調剤が可能な期間は、調剤予定日の前 4 日間である。
- 4 保険薬局の薬剤師は、リフィル処方箋により調剤することが不適切と判断した場合には、調剤を行ってはならない。
- 5 継続的な薬学管理指導のため、リフィル処方箋による調剤は同一の保険薬局で調剤を行わなければならない。

リフィル処方箋のことなんて分からない！っていう方が多いと思いますので、ここからはヒントです。

- 1 リフィル処方箋は医師がリフィルによる処方を可能と判断した場合に、処方箋の「リフィル可」欄にレ点でチェックを入れ、**3 回を上限**として使用回数を記載します。

処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも発費です。)	
公費負担番号	保険者番号
公費負担医療 の受給者番号	被保険者別・被保険 者分類の記号・番号 (例: 00)
氏名	保険医療機関の 所在地及び名称
生年月日	電話番号
性別	保険者番号
区分	保険者区分
調剤者	調剤者番号
受付年月日	発給年月日
発給年月日	発給年月日
変更不可	処方箋の 発行履歴
変更不可	処方箋の 発行履歴
<input type="checkbox"/> リフィル可 <input type="checkbox"/> (回)	
保険医署名 (「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。)	
保険医が調剤時に残薬を確認した際の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「X」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供	
調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」又は「X」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) <input type="checkbox"/> 1 回目調剤日 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 2 回目調剤日 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 3 回目調剤日 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 次回調剤予定日 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 次回調剤予定日 (年 月 日)	
調剤年月日	公費負担番号
調剤年月日	公費負担番号
調剤年月日	公費負担番号

備考	リフィル可 <input type="checkbox"/> (回) 「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した際の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「X」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供
	調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」又は「X」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) <input type="checkbox"/> 1 回目調剤日 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 2 回目調剤日 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 3 回目調剤日 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 次回調剤予定日 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 次回調剤予定日 (年 月 日)

- 2 **投薬量に制限が定められている医薬品（睡眠薬、向精神薬、薬価収載1年未満の新薬など）や湿布薬はリフィル不可**とされています。
- 3 **1回目の調剤を行うことができる期間は通常の処方箋と同じ4日間**です。1回目（3回目が可の場合は2回目も）の調剤を行った薬剤師は、リフィル処方箋に調剤日と調剤日を起点とした次回調剤予定日を記入します。**2回目以降の調剤可能日は次回調剤予定日の前後7日間**です。
- 4 保険薬局の薬剤師は、リフィル処方箋により調剤するに当たって、患者の服薬状況等の確認を行い、**リフィル処方箋により調剤することが不適切と判断した場合には、調剤を行わず、受診勧奨を行う**とともに、処方医に速やかに情報提供を行う必要があります。
- 5 保険薬局の薬剤師は、リフィル処方箋の交付を受けた患者に対して、継続的な薬学的管理指導のため、同一の保険薬局で調剤を受けるべきである旨を説明することとされていますが、患者にその義務はありません。また、薬剤師は患者の次回の調剤を受ける予定を確認し、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により調剤の状況を確認することとされています。また、患者が他の保険薬局において調剤を受けることを申し出ている場合は、当該他の保険薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することとされています。

以上、ヒントと称した解説でした。解答は**1・4が正解**です！

選択肢1、2、3の内容は、リフィル処方箋の使い方に関する決まり事なので知っていれば良いだけでありますが、選択肢4、5の内容は薬剤師が仕事をする上で大きな課題になってきます。

リフィル処方箋の調剤を行う際に、**患者が服用を継続して良いかどうかの判断を薬剤師が行う**必要があります。服薬状況の確認はもちろんですが、患者の体調変化等にも気を配って判断することも重要になってくるので、**薬剤師は病態や症候についての知識もつけておくべき**ということになるでしょう。また、患者の視点で考えると、普段はクリニックの門前薬局を活用していたとしても、リフィル処方箋の2回目以降は家の近くの薬局を使いたいと考えるのは自然なことだと思います。そうすると、特に門前薬局の薬剤師は、患者の**次回調剤予定日を常に意識**するとともに、2回目以降調剤をどこの薬局で受ける意向をもっているかを聞き取っておく必要もでてきます。

リフィル処方箋が浸透すればするほど『**できる薬剤師**』が重宝されるようになるので、「仕事が増える・・・」と思わず、「仕事のやりがいが増える！」と考えてください！（笑）

皆さんはまず**国家試験合格**を勝ち取って、『**できる薬剤師**』を目指しましょう！

《執筆者プロフィール》

黒木 央（くろき ひろし）大阪薬科大学卒。

2008年から大手国家試験予備校で10年間講師として勤務。化学を中心に多くの科目を担当し、科目の壁を越えた独自の講義を展開。総括科目長や東日本地区統括などを歴任。

2018年、調剤薬局において、教務部長として内定者教育や薬剤師教育に携わる。

2019年より国家試験と現場の橋渡しを担うべく PharmAssist Lab（ファーマシスト ラボ）を設立。「国家試験で得た知識を現場に活かし、薬学業界のアシストを行う」をテーマに薬学生教育、薬剤師学術研修、MR研修など幅広く活動中。

E-mail : kuroki@pharm-assist-lab.jp